年　　月　　日

尼　崎　市　長　あて

尼崎市不良木造賃貸住宅の除却の促進に係る事前協議申入書

尼崎市不良木造賃貸住宅の除却の促進に係る補助金交付要綱第７条第１項の規定に基づき、次のとおり協議を申し入れます。また、内容確認のために、市が当該土地建物に関する調査を行うこと及び当該建物の立入調査を行うことに同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申入者 | 氏　名 |  |
| 住　所 |  |
| 電　話 |  |
| 不良木造賃貸住宅の所在地番・家屋番号 | 所在地番：　　　　　　　　　　　　　　家屋番号： |
| 建 物 | 登記名義人の氏名 |  |
| 規模等 | 建築年月日：　　　　　年　　　　月　　　　日床面積：木造部分 　　 ㎡、非木造部分 　 　 ㎡、延べ面積 　　 ㎡階数：　　　　階建て住戸数：　　　　戸 |
| 入 居 状 況 | 全　　　　　戸のうち、　　　　戸が入居中 |
| 入居者の情報（１戸目） | 氏名：入居開始日：入居者の人数：電話番号： |
| 解体及び転居等に関する協議状況（１戸目） |  |
| 特記事項（１戸目） |  |
| 入居者の情報（２戸目） | 氏名：入居開始日：入居者の人数：電話番号： |
| 解体及び転居等に関する協議状況（２戸目） |  |
| 特記事項（戸目） |  |
| 土地の規模 | 　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 建物の解体時期 | 　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　日 |
| 添付書類 | □ 位置図　　　□ 配置図　　　□ 現況写真□ 不良木造賃貸住宅の居住状況が確認できる書類□ 申入者の本人確認書類（運転免許証の写し等）□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） |

（注）　尼崎市不良木造賃貸住宅の除却に係る補助金の交付を受けて当該建物を除却しようとする場合には、別途申請手続が必要となります。